

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社JPMCと称し、英文ではJapan Property Management Center Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 不動産のサブリース業及びフランチャイズチェーンシステムによるサブリース業の展開
2. 不動産の賃貸及び賃貸の斡旋、仲介ならびに管理
3. 不動産の売買及び売買の斡旋ならびに仲介
4. 不動産に関するコンサルティング業
5. 地代、家賃その他不動産に関連する金銭債権の収納代行業務
6. 建築材料、室内装飾品、家具、照明器具、電化製品、厨房器具、住宅設備機器の販売、リース、レンタル、設置工事及び保守管理
7. 住宅関連広告、コマーシャルの企画、制作及び販売
8. 住宅情報及び情報提供のサービス業
9. PropTech の企画、開発、構築、販売、運営及び保守管理
10. 店舗、事務所のインテリアの企画、設計及び内装仕上げ工事ならびに監理
11. 一般建築の設計、工事及び監理
12. 住宅の増改築・建替え及び住宅リフォーム
13. 損害保険代理業
14. 住宅関連調査に関する情報の収集、マーケティング、分析及び提供
15. 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
16. 住宅ローン、アパート・マンションローンの紹介及び斡旋
17. 貸金業及びクレジット業
18. 金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業及び投資助言・代理業
19. 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資助言・代理業
20. 信託受益権の保有、売買及び運用
21. 不動産特定共同事業法に基づく事業
22. 特定目的会社、特別目的会社及び不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分権等の売買、仲介及び管理
23. 有料職業紹介事業

24. 前各号に付帯又は関連する一切の事業及び業務

(本店の所在地)

第3条 当社の本店は東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査等委員会
- ③ 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、53,280,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ② 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(基準日)

第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主を、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めるこ

とができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除

き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事録は法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、8名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役(監査等委員である者を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(補欠の監査等委員である取締役の予選の効力)

第21条 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から選定する。

2 取締役会はその決議によって取締役の中から取締役会長、代表取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(業務執行)

第23条 代表取締役社長は当会社の業務を統括し、専務取締役又は常務取締役は、代表取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が代表取締役社長の職務を代行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、代表取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(重要な業務執行の委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法)

第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当社は、取締役会の決議事項について取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第28条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

- 2 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

（取締役会規程）

第29条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任の免除）

第31条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会

を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議方法は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

(事業年度)

第40条 当社の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令の別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第42条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前2項のほか、当社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第43条 配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の実任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第14回定時株主総会において決議された定款の一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第14回定時株主総会終結前の社外監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第40条の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第2条 定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生じるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット

ト開示とみなし提供) は、なお効力を有する。

3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成14年	6月	3日	制定
平成15年	2月	27日	改定
平成16年	3月	30日	改定
平成17年	3月	28日	改定
平成17年	11月	7日	改定
平成19年	3月	29日	改定
平成20年	9月	18日	改定
平成21年	3月	27日	改定
平成22年	3月	29日	改定
平成22年	9月	13日	改定
平成23年	2月	5日	改定
平成23年	3月	29日	改定
平成23年	6月	21日	改定
平成24年	4月	1日	改定
平成24年	10月	1日	改定
平成25年	3月	28日	改定
平成25年	4月	1日	改定
平成25年	8月	12日	改定
平成27年	1月	1日	改定
平成28年	3月	30日	改定
令和4年	3月	25日	改定
令和4年	6月	7日	改定
令和4年	9月	1日	改定